

特別養護老人ホーム「サンファミリア米沢」短期利用料金表 ≪ 介護予防サービス ≫

1. 介護保険一部負担額

令和元年10月1日現在

介護サービス利用者負担額	税区分			要支援1	要支援2
	非課税	多床室	日額	438	545
個室		日額	438	545	

	費目	税区分	日額	内容
基本加算	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	非課税	13円	夜勤職員配置により加算
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	〃	15円	夜勤職員配置により加算(看護師又は認定特定行為職員の配置)
	機能訓練指導員配置加算	〃	12円	左記専門職配置により加算
	看護体制加算Ⅰ	〃	4円	常勤の看護師配置により加算
	看護体制加算Ⅱ	〃	8円	常時の看護師配置と24時間連絡体制を確保している場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ	〃	18円	介護福祉士を6割以上配置した場合
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	〃	8.3%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	〃	2.7%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
	対象者のみの加算	個別機能訓練加算	非課税	56円
生活機能向上連携加算		〃	2,000円/月	外部のリハビリ専門職等と連携し、個別計画による訓練した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算		〃	200円	左記の症状があり、緊急に受入れを行った場合(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加算		〃	120円	左記の方の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
送迎料		〃	片道184円	送迎希望者又は心身の状況等で送迎を必要とする場合
緊急短期入所受入加算		〃	90円	緊急時の受入れを行った場合(7日)
医療連携強化加算		〃	58円	重度な方の受入れを行った場合
療養食加算		〃	8円/食	医師の食事箋による食事の提供(糖尿食、貧血食等)
在宅中重度者受入加算		〃	421円	訪問看護師からサービス提供が受けられる体制を整備した場合
長期利用者に対する短期入所		〃	△30円	30日を超えて利用した場合

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額になります。

2. 滞在費・食費

滞在費負担額	税区分			基準費用	第1段階	第2段階	第3段階
	非課税	多床室	日額	855	0	370	370
個室		日額	1,171	320	420	820	
食費負担額	非課税		日額	1,500	300	390	650

食費内訳	朝食	昼食	夕食	1日合計
料金(基準費用)	420	540	540	1,500
料金(第1~3段階)	392	500	500	1,392

食事回数別合計		朝食のみ	朝・昼食	昼・夕食	夕食のみ
	基準費用額	420	960	1,080	540
	第1段階	300	300	300	300
	第2段階	390	390	390	390
	第3段階	392	650	650	500

3. その他の利用料

	費目	税区分	日額	内容
その他の加算	理美容料	税別	実費	施設内理美容室の利用
	テレビ使用料	〃	150円	レンタルテレビ使用者
	電気毛布・アンカ使用料	〃	50円	個人のものを使用する電気代
	新聞・雑誌代	〃	実費	個人購読料
	電話代	〃	実費	施設内公衆電話の利用
	自動販売機使用料	〃	実費	施設内自動販売機の利用
	催事参加費	〃	実費	各種催事参加費
	クラブ活動費	〃	実費	クラブ活動参加材料費
文書料	〃	3,000円	健康診断書・死亡診断書・入所証明書・その他証明等の発行	

◇料金表注記◇

介護老人保健施設(サンプラザ米沢・サンファミリア米沢)及び特別養護老人ホームサンファミリア米沢の料金表に「第1段階」「第2段階」「第3段階」「第4段階」の表示があります。この件についてご説明いたします。

1. 負担額の設定及び対象基準

上記の施設を利用する場合、施設を利用する方(利用者)と施設との間の契約により、食費・居住(滞在)費の全額を利用者が負担することになっています。ただし、利用者が市町村民税世帯非課税等の低所得者である場合には、食費・居住(滞在)費の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)までとなり、負担の軽減が図られます。それが、第1段階～第4段階まで定められた制度となっています。

国が定めた食費・居住(滞在)費の基準額(基準費用額)と負担限度額との差額は、介護保険から施設に支払われます。

ここでの、「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税など、下表の利用者負担第1・第2・第3段階のいずれかに該当する方をいいます。利用者負担第4段階の方は「低所得者」にはならず、食費・居住(滞在)費の全額を負担して頂くことになります。

利用者負担	対象となる人(次のいずれかに該当する場合です。)
第1段階	①市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者 ③境界層該当者
第2段階	①市町村民税世帯非課税であって、[合計所得金額+課税年金収入額]の年額が80万円以下である人 ②境界層該当者
第3段階	①市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階に該当しない人 ②境界層該当者 ③市町村民税課税世帯の特別減額措置が適用される人
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない人 (市町村民税本人非課税、本人課税等)

※市町村民税世帯非課税:世帯主及びすべての世帯員が市町村民税非課税者、または市町村の条例による市町村民税免除者の方をいいます。

※境界層該当者:本来適用すべき食費・居住(滞在)費・高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護が必要となるが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護が必要でなくなる人のことをいいます。

2. 適用申請

- ①利用者は、居住地の市町村に適用申請を行います。
- ②市町村は、申請を受け第1～第4段階のいずれに該当するか確認します。
- ③市町村は、第1～第3段階該当した方に対し、負担限度額認定証を交付します。
- ④利用者は、負担額認定証を施設に提示し、負担額の減免を受けます。

3. その他の減免制度

介護老人保健施設(サンプラザ米沢・サンファミリア米沢)をご利用される方を対象とした減免制度が上記制度とは別に設けられております。

申請手続きは、施設直接となっていますので、ご利用施設の支援相談員に気軽にお問合せ下さい。